

別表（第3条関係）

補 助 対 象 事 業			補 助 対 象 事 業 の 内 容	補 助 対 象 経 費	補 助 要 件 等	補助率	補助限度額
事業名大区分	事業名中区分	事業名小区分					
商 店 街 共 同 事 業	商 店 街 イベント事業	イベント事業	1 消費者参加事業 消費者懇談会及びモニター制度	報酬 賃金 報償費	最低対象事業費50万円	3分の2以内	1商店街団体につき100万円
			2 地域住民交流事業 教室・講習会、コンクール等	需用費(消耗品費、印刷製本費等)			
		イベントモデル事業	3 地域文化交流事業 お祭り、有名市、フェスティバル等	役務費(広告料等) 委託料(企画・設置等に係るもの)	最低対象事業費300万円	2分の1以内	300万円
	商店街組織 力強化事業	商店街発行プレミア ム付商品券支援事業	プレミアム付商品券の発行	プレミアム付商品券のプレミアム分に相当する額	プレミアム付商品券を使用することができる店舗を当該商店街団体に加盟する店舗 に限定するものであること。	2分の1以内	1商店街団体につき 1年度当たり50万円
	商店街イメー ジアップ事業	顧客誘致事業	1 商業マップ、パンフレット、タウン誌、ホームページ、PR動画等の作成等(ホーム ページ以外のものにあつては、新規の作成に限る。)	需用費(消耗品費、印刷製本費等)	最低対象事業費30万円	2分の1以内	50万円
		C I 事 業	2 カード・スタンプ事業の推進	役務費(広告料等) 委託料(企画・制作等に係るもの)			
	商 店 街 スタディ事業	研 修 事 業	1 シンボルマーク、ロゴ等のデザイン作成	報酬 報償費 委託料(企画等に係るもの)	市内において自ら主催し、かつ、実施するもの(研修会及び講演会を開催する場合 に限る。)	2分の1以内	50万円
			2 商店街グッズ等の開発研究				
	商店街ブラン ニング事業	調査研究事業	1 現状把握・消費者ニーズ調査、指導・診断事業等	報酬 賃金 報償費 旅費(講師等の招へいに係るもの) 需用費 役務費 委託料 使用料又は賃借料(会場等に係るもの)	調査費は、報告書の作成費に限る。	2分の1以内	50万円
			2 イベントの企画、駐車場の有効活用等				
		計画策定事業	3 スタンプ事業、情報化、リサイクル等の検討	計画の策定から数年以内に事業実施が見込まれるものであること。	2分の1以内	200万円	
			商店街改造、環境整備等のまちづくり計画策定(調査、報告書の作成、協議会等の 開催運営を含む。)				
	商店街センス アップ事業	アートストリート 推 進 事 業	年間3回以上連続して行われる、文化性の高いイベント(音楽、演劇、ストリートギャ ラリーに係るイベントその他市長が認めるイベントをいう。)	報償費 需用費 役務費 委託料 使用料又は賃借料 備品購入費	外国商店街と提携している商店街(当該年度において提携する予定のある商店街 を含む。)	10分の3以内	100万円
		国際交流推進事業	1 提携調印、親善訪問、招へい等の人的交流 2 物産展、作品展等の物的交流 3 シンポジウム、講習会等の情報交流	報償費 旅費 需用費(印刷製本費、会議費等) 役務費(海外通信費) 使用料又は賃借料		10分の3以内	100万円
空き地空き店舗活用事業	空き地活用事業	商店街の空き店舗又は当該空き店舗の用地を共同して商店街高度化施設助成金の 対象となる施設、店舗又は展示場として活用する事業	使用料又は賃借料	商店街団体が賃借により、空き店舗を共同施設等として整備し、又は当該空き店 舗の用地に共同施設等を設置し、利用するものであること。ただし、駐車場又は駐 輪場として利用するものを除く。	5分の1以内	1箇所に付き24万円とし、 3箇所を限度とする。	
	誘 致 事 業	商店街の空き店舗等(新築物件を除き、当該店舗等において現事業主と異なる事業 主が事業を営むこととなる事実を市長が確認できる店舗等を含む。)(個人・団体の 出店を誘致する事業	店舗内外の改装等に係る経費、備品購入費及び広告料	1 商店街団体が誘致した個人・団体が空き店舗等を所有者から借り受け、新たに 店舗、事業所等を開設するものであり、その内外装に係る経費が補助対象経費の2 分の1以上であること。 2 商店街団体が誘致した個人・団体が次に掲げる要件の全てに該当すること。 (1) 商店街団体の活動に積極的に参加すること。 (2) 初めて商店街活性化事業を活用して誘致される個人・団体であること。 (3) 空き店舗等の所有者と補助事業者が同一の人物ではないこと。 (4) 空き店舗等の所有者と補助事業者が2親等以内の親族又は同一の法人及び その役員ではないこと (5) 大分商工会議所が実施する経営サポートを受けること。 3 商店街団体が誘致した個人・団体が次の各号のいずれにも該当しないこと。 (1) 本市の市税を滞納している者 (2) 本市以外に居住する個人にあつては、その居住する市町村の市町村税を滞納 している者 (3) 法人にあつては、次に掲げる市町村の市町村税を滞納している者 ア 法人の本店の所在地である市町村 イ 本市における事業を統括する支店等の所在地が本市以外の市町村である場合 にあつては、当該支店等の所在地である市町村 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴 力団員又は同条第2号に規定する暴力団の関係者 (5) 次のいずれかに該当する事業を営み、又は営もうとする者 ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める営業に係る事 業 イ 一の建物であつて、その建物内の店舗面積(大規模小売店舗立地法第2条第1 項に規定する店舗面積をいう。)の合計が1,000平方メートル以上の小売店で行 われる営業に係る事業 (6) その他市長が不適当であると認める者	2分の1以内	100万円	
駐車場管理運営事業	設 置 事 業	来街者用の駐車場又は駐輪場を設置するため、その用地等を賃借する事業	使用料又は賃借料	1 主として顧客が無料で利用するものであること。 2 駐車台数にあつては5台以上、駐輪台数にあつては50台以上のものであるこ と。 3 既に整備されているものを賃借する場合は、賃借期間が1年以上であること。	5分の1以内	自動車は1台、自転車は 10台につき72,000円とし、 自動車は10台、自転車 は100台を限度とする。	
	利用促進事業	商店街周辺の企業等より、土、日及び祝休日に利用されていない駐車場施設を借り 受け、管理・運営し、来街者に開放する事業	人件費 需用費	1 管理運営については、商店街が大分市商店街連合会を通して公益社団法人大 分市シルバー人材センターに委託するものであること。 2 総事業費から収入(駐車料金)を引いた額に不足額が生じた場合にその不足額 を補助する。	1箇所に付き50万円		
商店街基盤整備事業			商店街団体が来街者の利便性向上を図るために行う施設等の整備	施設等の整備に係る経費	1 商店街団体が所有し、及び維持管理する施設等であり、公共の用に供するもの であること。 2 商店街団体が施設等の維持管理計画を立てるものであること。	2分の1以内	1商店街団体につき 10,000千円
商店街施設撤去補助事業			来街者の安全を確保し、安心安全な街づくりの実現のために行う、商店街団体が所 有し、及び維持管理している施設であり、公共の用に供する街路灯、アーケード等の 撤去(更新を目的とするものを除く。)	街路灯、アーケード等の撤去に係る経費	1 商店街団体が所有し、及び維持管理している街路灯、アーケード等であり、公 共の用に供するものであること。 2 減価償却資産耐用年数を経過している街路灯、アーケード等であること。	2分の1以内	1商店街団体につき 10,000千円
					1及び2を満たし、かつ、旧耐震基準に該当する街路灯、アーケード等であつて、そ れを証明できるものであること。	3分の2以内	1商店街団体につき 15,000千円
					1及び2を満たし、かつ、旧耐震基準に該当する街路灯、アーケード等であつて、倒 壊、落下等の事故発生が予見されることを証明できるものであること。	5分の4以内	1商店街団体につき 15,000千円
広 域 共 同 事 業			市内複数商店街による先進的な共同事業	需用費(消耗品費、印刷製本費等) 役務費(広告料等) 委託料(企画等に係るもの) 備品購入費 その他事業に係る経費	複数の商店街等が顧客サービス向上を目的とした事業を実施する場合に事業開始 年度より3年度に限り補助する。	2分の1以内	300万円(事業効果に継続性が認 められる場合にあっては、前年度 補助額の10分の7に相当する額)

備考 1 複数の商店街団体により補助対象事業を実施する場合の補助限度額は、別表に定める補助限度額に当該参加する商店街団体の数を乗じて得た額とする。

2 商店街イメージアップ事業の顧客誘致事業のうち、ホームページの作成に係るものは、前回の補助交付年度から5年度を経過していないものについては、補助の対象としない。

3 商店街組織力強化事業の「プレミアム分」とは、商品券として使用することができる金額と当該商品券の購入に要する金額との差額に相当する額をいう。